

保連発0612第1号
令和6年6月12日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（ 公 印 省 略 ）

令和6年度に実施する第3期医療費適正化計画の
実績評価に関する基本的な考え方について

都道府県は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第12条第1項の規定により、医療費適正化計画の終了年度の翌年度に計画の実績に関する評価（以下「実績評価」という。）を行うものとされています。

また、都道府県は、同条第2項の規定により実績評価の結果について公表するよう努めることとされているとともに、同項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第3条第2項の規定により実績評価の結果を計画の終了年度の翌年度の12月末日までに厚生労働大臣に報告することとされています。

つきましては、別添のとおり、令和6年度に実施する第3期医療費適正化計画の実績評価に関する基本的な考え方をお示しするとともに、別紙のとおり、実績評価の記載例をお示ししますので、実績評価の作業を進めていただくとともに、実施した実績評価について、令和6年12月末日までに御報告いただきますようお願い申し上げます。

(別添)

第3期医療費適正化計画の実績評価に関する基本的な考え方

1. 実績評価のスケジュールについて

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による医療費適正化計画の実績に関する評価（以下「実績評価」という。）について、第3期医療費適正化計画（平成30年度から令和5年度まで）の実績評価は、現時点で次のスケジュールを予定している。

		厚生労働省	都道府県
令和6年	6月	・都道府県に基本的な考え方を提示（本通知）	
	7月～	・（準備でき次第）追加のデータ等の送付	・都道府県計画の実績評価の作業開始
	12月中		・実績評価の厚生労働省への報告〆切 ・実績評価の公表
令和7年	1月	・全国計画及び都道府県計画に対する国の実績評価の作業開始	
	2月	・国の実績評価案について都道府県に意見照会	
	3月末	・国の実績評価を公表	

※ 令和5年度（第3期計画の最終年度）の特定健診・特定保健指導、医療費の実績等が公表された後、令和7年12月末を目途に、各都道府県の実績評価にこれらの令和5年度実績の追記を行う。

2. 実績評価の考え方

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定により都道府県は、実績評価を行うに当たって、当該都道府県における医療費適正化計画（以下「都道府県計画」という。）に掲げる目標の達成状況並びに施策の実施状況及び当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行うこととされている。

具体的な評価の内容としては、以下の(1)～(3)に掲げる事項が考えられる。ただし、第4期都道府県計画において、第3期都道府県計画の実績評価として記載が求められる事項を既に記載している場合は、同一の内容を記載することで差し支えない。

また、以下の(1)から(3)までの評価に用いる基本的な指標について、評価に用いるデータの種類や時点は、別紙を基本とする。

この点、規則第3条第2項の規定により各都道府県の実績評価については上記1のスケジュールのとおり令和6年12月末日までに実施及び報告していただくため、特定健診・特定保健指導、医療費の実績等については、その時点で確定している令和4（2022）年度実績を用いて評価を行うこととなる。

このため、これらの令和5（2023）年度実績が公表された後、令和7（2025）年12月までを目途として、各都道府県の実績評価に、これらの令和5年度の実績を追記の上であらためて提出いただく旨を依頼することを予定している（都道府県の事務負担の軽減のため、これらの令和5年度の実績は、参考値として追記していただくことを予定しており、実績評価の更新や再評価を行うことまでは不要とする見込み）。

また、施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析については、別添参考資料のシートを必要に応じて活用することが考えられる。なお、用いたシートの公表又は国への提出は求めない。

(1) 目標・施策の進捗状況等

一 住民の健康の保持の推進に関する目標及び施策の進捗状況

- 1 特定健康診査、特定保健指導並びにメタボリックシンドローム該当者及び予備群者
- 2 たばこ対策（定性的な評価）
- 3 予防接種（定性的な評価）
- 4 生活習慣病等の重症化予防の推進（定性的な評価）
- 5 その他予防・健康づくりの取組

二 医療の効率的な提供の推進に関する目標及び施策の進捗状況

- 1 後発医薬品の使用促進
- 2 医薬品の適正使用の推進に関する目標（定性的な評価）

(2) 医療費推計と実績の比較・分析

(3) 今後の課題及び推進方策

- 一 住民の健康の保持の推進
- 二 医療の効率的な提供の推進
- 三 今後の対応

3. 実績評価のプロセス

(1) 都道府県による調査及び分析

都道府県における医療費適正化計画の関係部局として、医療費適正化担当・国保担当・健診担当・薬務担当などが対応していることが考えられるが、実績評価を実施するための調査及び分析に当たっては各担当が連携・協力することが効果

的であると考えられる。

また、実績評価が実施された後に、各担当で、今後の課題を共有し、取組の促進につなげていくことなどが必要となる。

(2) 保険者協議会における第3期都道府県計画の評価等

実績評価に当たっては、法第12条第1項の規定により保険者協議会の意見を聴くこととされている。

具体的には、保険者協議会において、第3期都道府県計画に関する調査、分析及び評価を行い、これを踏まえて都道府県が実績評価を行うことや、都道府県が実施した実績評価を保険者協議会において協議することが考えられる。

また、今後の課題や取組を保険者協議会に参画している関係者と共有することにより、第4期都道府県計画に基づく取組の推進をより適切に進めていくことも考えられる。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月26日閣議決定）に「1人当たり医療費の地域差半減」が掲げられていることを踏まえ、特に1人当たり年齢調整後医療費が高い都道府県においては、医療費が高い水準にあるということを関係者において認識した上で、保険者協議会においてその要因や今後の対応について議論を行うことが望ましい。

(参考) 経済財政諮問会議 経済・財政一体改革推進委員会 社会保障ワーキング・グループ 第47回 資料1 P53～P60

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wgl/20231024/shiryoul.pdf>

(参考) 医療費の地域差分析

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu-hoken/database/iryomap/index.html

(3) 実績評価を踏まえた今後の取組に向けた対応

第3期都道府県計画の実績評価を踏まえ、特に達成状況の悪かった目標や、個々の取組における課題について、第4期都道府県計画の実施にあわせ、具体的な対応や更なる取組を行うため、準備・対応を進める。

(対応例)

- ・ 特定健診等の実施率向上のために改善が必要な事項として、未受診者への受診勧奨や制度周知をあげ、保険者協議会等を活用しながら、未受診者に対する効果的な受診勧奨や分かりやすい広報等の取組を検討。
- ・ 特定保健指導の実施率を受診者の年齢別に分析したところ、60歳以上の実施率が低いことから、60歳以上の住民への普及啓発に集中的に取り組む。
- ・ 取組の実施状況に市区町村ごとに大きな差が見られるため、実績が少ない市町村に取組を促す。

(4) 法第 14 条の診療報酬の特例について

法第 14 条では、国と都道府県が医療の効率的な提供の目標を計画に定め、計画期間において保険者・医療関係者等の協力も得ながら目標の達成に向けて取組を行った上で、計画終了後に、目標の達成状況を評価した結果に基づき、なお目標達成のため必要があると認めるときに、

- ・ 都道府県は、国に対し診療報酬に関する意見を提出できる。国は都道府県の意見に配慮して診療報酬を定めるよう努める
- ・ 国は、あらかじめ都道府県に協議した上で、都道府県の地域に別の診療報酬を定めることができる

旨が記載されている。

この規定の運用の考え方については、社会保障審議会医療保険部会において議論され、平成 29 年 12 月 21 日に「議論の整理」がとりまとめられた。この「議論の整理」を踏まえ、法第 14 条の運用については、以下のようなプロセスに留意することとする。

- ① 医療費適正化計画の枠組みにおける第 14 条の規定については、都道府県において医療費適正化計画の目標の達成に向けて保険者・医療関係者等の協力を得ながら取組を行い、その取組状況の評価の結果を踏まえて、都道府県と協議した上で、厚生労働大臣が判断するプロセスとなっている。

このため、各都道府県においても、医療費適正化計画に関する取組の実績を分析し、これを評価した上で、既存の診療報酬や施策、取組の予定等を踏まえて、適用の必要性について検討していく必要がある。

- ② その際、各都道府県においては、保険者・医療関係者等が参画する保険者協議会での議論も踏まえて、第 14 条の規定の適用の必要性について検討していく必要がある。
- ③ 厚生労働省においては、都道府県の意見を踏まえ、中医協における諮問・答申を経て、診療報酬全体の体系との整合性を図りながら、医療費の適正化や適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められるかを議論した上で判断していく必要がある。